

# 商品貸付資本と擬制価値

杉野 罔 明

## 目次

- 第一節 課題の設定
- 第二節 商品貸付資本の概念規定と種類
- 第三節 商品貸付価格の論理的構成
- 第四節 商品（生産手段）貸付価格と擬制価値（以上、本号）
- 第五節 商品（消費手段）貸付価格と擬制価値（以下、続号）
- 第六節 商品貸付資本と利子・手数料

## 第一節 課題の設定

資本制社会における商品の過剰生産は、商品形態にある資本の減価ないし価値破壊をもたらす<sup>1)</sup>。この商品資本の減価ないし価値破壊は、社会的総資本の再生産過程を通じて、商品資本だけでなく、生産手段や有価証券などの形態にある諸資本の減価や価値破壊となって現れる。資本の過剰生産、すなわち平均利潤を確保できない資本の大量的存在と、その減価や価値破壊は国際的な規模で、或いは一国の規模で、またある時には一つの産業部門だけでも生ずる。

この減価や価値破壊が社会的規模で、かつ急激に生ずれば、それは「全般的過剰生産」恐慌となり、緩慢に進行すれば、慢性的不況となる。こうした恐慌や慢性的不況は、資本蓄積という特殊歴史的な形態を通じて社会的再生産を行なう資本制社会では必然的な現象である。換言すれば、恐慌や不況は資本制経済に内在する基本的矛盾、すなわち、生産が社会的性格をもつのに、領有は私的資本制的な形態にあるという体制的な矛盾が、生産と消費の矛盾となり、その矛盾が恐慌や不況となって不可避的に発現するのである。

価値増殖された商品の貨幣への転化過程は、生産された商品の価値を実現する過程でもある。そして、この過程は、資本相互間、あるいは資本と消費者との取引関係を通じて行われる。だが、これらの取引は価値実現のために必要な過程であっても、この社会的な過程では価値を社会的に増殖させることはない。資本相互間の取引は、最終消費からは相対的な独自性をもっているが、社会的再生産という視点からみれば、最終消費過程における労働者階級の限られた支払能力、すなわち賃金に規定された消費能力の社会的限界のため、決して容易に行われるものではない。これが私的資本制的領有形態による無政府的な生産と制限された労働者階級の消費との構造的な矛盾である。

こうした社会的総資本の運動における価値実現過程の困難性を個別的に解決しようと、貨幣取引資本、商品取引資本、さらには商業資本が登場してくる。なお、この商業資本は、価値増殖を行わない流通過程において、利潤を追求する資本であり、工業資本<sup>2)</sup>の一部分が切り離され、社会的分業の一環として独立してきたものである。

さて、この商業資本の登場によって、工業資本は、価値実現過程の期間を短縮し、そのことが工業資本の回転を早めて実現利潤率を高めるだけでなく、社会的再生産から見ればあくまでも仮象に過ぎないのだが、ともかく個別的には価値実現の困難性を、ある程度回避できるようになった。

工業資本の販売部門が社会的に分離することによって形成された商業資本は、社会的総資本の運動の中に含まれ、かつ利潤の分配関係に参加する。これらの点については、すでにマルクスが『資本論』（第Ⅲ巻）の中で詳しく論じたことである<sup>4)</sup>。

この商業資本家は、やがて商品の販売だけでなく、商品を賃貸するようになる。すなわち商業資本家は、彼が所有する商品を他人へ販売するのではなく、その商品の消費（利用）権を期限付きで需要者に賃貸し、需要者が商品を消費する期間に応じて、一定の使用料を取得するに至る。この期限を付した商品貸付という行為は、社会的分業によって独立し、一つの社会的役割を果たすようになり、この役割を果たすことによって「一定の利益」を獲得できるようになれば、商業資本は商品貸付資本へと転化する。

さらに商品貸付資本の社会的機能が普遍化してくれば、工業資本の派生的形態である商業資本だけでなく、工業資本はもとより、貨幣貸付資本、また利子生み資本（信用資本）も商品貸付資本として、流通過程（社会的再生産過程）の中へ参入するようになる。こうして商品貸付資本は社会的分業の一環となり、それ独自の資本蓄積運動を展開するようになる。この商品貸付資本の独自の資本蓄積構造とその運動法則を明らかにすることが本稿の課題である。

もっとも、商品貸付という社会的行為は、資本制経済に先行して、商人資本や貨幣貸付資本（金貸業）として存在している。その場合の商人資本や貨幣貸付資本の運動は、利子を取得するものとして現れる。そして商品貸付資本が利子を取得するという限りでは、経済学的に大きな問題はない。だが、ここで検討対象としているのは、商品を「期限付き」で賃貸するという行為をつうじて資本蓄積を行う資本、すなわち商品貸付資本の独自の運動法則である。

また、商品貸付業を行う場合には、貸付用の商品を手入れし、保持していなければならない。それだけではない。貸付用の商品を保管する倉庫や運搬手段の確保、それに要する労働力を必要とする。商品貸付資本の運動法則を解明を目的としている本稿では、この運動に伴って生ずる付随的な問題についても、若干の理論的検討をしておく。

なお、商品の貸付独占や国家による貸付規制という問題は捨象する。もともと、価値実現の困難性という資本制経済の矛盾を前提とした商品貸付資本の運動である以上、国家規制や独占の問題を避けることはできない。だが、独占利潤という範疇を導入していない本稿の論理段階では、この問題については深く論究できないという論理次元上の制約がある。

さらに、上述の文章で、商品貸付資本が取得するものを「一定の利益」と曖昧にしているのは、検討すべき問題を提起する段階においては、この「利益」が、利子、利潤、あるいは超過利潤なのか、その価値論的な検討を行っていないからである。逆に言えば、商品貸付資本の運動を検討

することによって、この「一定の利益」がどのようにして生まれてくるのか、その価値論的検討を行うのが本稿の中心的な課題なのである。

ところで、商業資本であれ、貨幣貸付資本であれ、これらの資本が商品貸付資本へと転化するためには、商品を「一時的に」（期間を限定して）賃借するという社会的需要が形成され、そうした需要が常に存在するということが前提となる。この社会的需要の存在形態は、賃貸借関係を媒介する商品が生産手段であるか、消費手段であるかという貸付商品の種類によって異なる。そのため、商品貸付資本の運動とこれに対応するこの社会的需要の関係、すなわち商品貸付価格がいかに関係形成されるかという論理については、第四節で生産手段について、そして第五節で消費手段について詳しく検討することにした。

問題の核心は、この貸付商品価格（料金）を価値論的にどのように解明するかということにある。その解明のためには、商品を賃貸する側（供給者）と賃借する側（需要者）の存在形態およびその運動諸形態、さらには、賃貸借される商品の種類によって、商品貸付資本の運動法則が市場において、つまり賃借側の運動との関連で、どのように変化するかというように具体的に検討しなければならない。

翻って、21世紀の初頭という現段階における商品貸付資本は、一般的にはリース産業あるいはレンタル産業として現れ<sup>5)</sup>、その貸付対象は、各種の製造業をはじめ農業、運輸業、建設業といった生産的産業部門はもとより、レジャー産業やスポーツ産業などの消費的産業部門において、しかも多様な形態で広範に展開している。また、この商品貸付資本は、単に動産的な商品を貸し付けるだけでなく、土地と結合した商品、例えば工場貸付資本や住宅貸付資本としても現れてきている。ホテル業や貸室業もこれに属する。さらに、需要構造としても、設備・備品の新しい調達方法として、期間を限定して賃借する方法がとられるようになってきている。

時代的制約のためか、マルクスの『資本論』では、商品取引資本や貨幣取引資本について論じてはいるものの、商品貸付資本についてはそれほど多く論じていない。あるいは論じられてはいるが、それは極めて限定された範囲に留まっている。

しかも、貨幣取引資本という範疇については、貨幣貸付資本や信用貸付資本というように、その具体的な内容を表示するような範疇として設定したほうが適切ではなかったのかという疑問もあり、また利子生み資本という範疇の概念についても、貸付物件の中に、貨幣や信用と併せて、商品をも含ませるべきではなかったかという疑問もある。

本稿では、貨幣取引資本という範疇設定や概念規定に関する問題そのものについては論じないことにする。しかしながら、F. エンゲルスが意図的に用いたと思われる「架空資本」（fiktives Kapital<sup>7)</sup>）という用語、すなわち「価値実態をもたないものが価格をもつ」という諸範疇の存在やそうした理論次元の価値諸範疇（例えば虚偽の社会的価値など<sup>8)</sup>）については、これを十分にふまえながら論理を展開していきたい。そうでなければ、危機に直面した資本制経済のもとにおける商品貸付資本の運動を本質的に解明できないからである。

## 第二節 商品貸付資本の概念規定と種類

商品貸付資本とは、商品を販売するのではなく、期限を付して、商品を賃貸することによって「一定の利益」を取得する資本のことである。これが商品貸付資本の一般的かつ本質的な概念規定である。つまり、商品貸付資本は、ある商品の価値及び使用価値を一定の期間内における使用権だけを販売するものであり、商品の所有権を譲渡するのではない。貸付られた商品は、一定の賃貸期間、借用者にとっては賃借期間だが、その期間が経過すれば、賃貸料（利益を含む）とともに商品貸付業者のもとへ返却されることになる。この返却された商品は、使用期間中に移転した価値部分を差し引いた残りの価値、すなわち残存価値をもつ。

この商品賃貸借関係が幾たびか繰り返され、やがて、その貸付商品の物理的耐用年数が到来すれば、その商品の使用価値および価値はなくなる。また、何らかの事態（例えば新製品の登場や自然災害など）によって、貸付商品の使用価値及び価値が減少することもある。この場合には、この商品貸付資本の価値も減少する。

これらの諸事象は、商品貸付資本の運動が、貨幣貸付資本の運動とは異なる三つの特質をもっていることを明らかにしている。

まず第一の特質は、商品貸付資本が貸し付ける商品は多様な使用価値と価値をもっているということである。つまり商品貸付資本は、一定の期限を付して商品の使用権を貸し付けるのであり、その賃貸借関係の具体的な態様は、貸付商品の使用価値が生産手段であるか、あるいは消費手段であるかによって異なる。貨幣や信用の貸付では、その使用価値が問題にならないことを考えれば、この商品貸付資本の運動形態が諸商品の使用価値によって異なるという点は、一つの大きな特質である。

第二の特質は、貸し付ける商品は、一定の物理的耐用年数をもっているということである。この特質との関連では、商品貸付資本となりえない商品も存在することになる。すなわち、商品の使用価値が極めて短いもの、例えば果物のように腐敗し易いもの、またその使用と同時に使用価値が消滅してしまうサービス商品などは、貸付対象とはなりえない。つまり使用価値の種類によっては、貸付資本の形態に転化できない商品もある。このことも、貨幣貸付資本にはない商品貸付資本の特質である。

貸付商品資本がもつ、この特質は、物理的耐用年数が問題とならない貨幣貸付資本や信用貸付資本、すなわち利子生み資本の運動とは決定的に異なり、資本蓄積の上で大きな意味をもつ。つまり、物理的耐用年数と同じ期間で賃貸した場合には、その商品を販売したのと実質的に同じこととなり、したがって、この場合には、貨幣貸付資本と同じく、利子を取得する運動となり、商品貸付資本に特有の蓄積運動を解明することができなくなる。

第三の特質は、商品貸付資本が取り扱う商品の価値は、それが賃貸され、使用されれば、その商品が生産手段の場合には、他の商品へ価値移転し、消費手段の場合には消滅していく。また、その商品を賃貸しないで、単に保持している場合も、使用価値及び価値は自然的に減少していく。

馬場克三教授は、「減価」という範疇を財産的減価と価値移転的減価とに区別し、その財産的減

価については、F. シュミットの *Vermögensbedingte Abschreibung* という用語を援用し、「固定財産の市場価格の変動、なかんずく、その再生産価格の低落、同一目的に役立つより優れた発明の出現、天災その他偶発的災厄の作用等によって現存固定財産の価値に減価を生ずる場合である<sup>9)</sup>」と規定している。また、「価値移転的減価」についても、同じシュミットの *Umsatzbedingte Abschreibung*<sup>10)</sup> という用語を援用して、「固定財産の生産物への価値移転」と規定している。

馬場教授が研究対象としているのは、固定資本の「減価」であり、商品一般の「減価」を問題としたものではない。もし、商品一般の「減価」について問題にするのであれば、商品価値が減少する諸形態を、①商品価値の自然的減損、②他生産物への価値移転、③市場価格の下落による減価というように三つに区分する必要がある。馬場教授が「財産的減価」という場合には、用語の表現はともかく、①と③が区分されないままとなっている。それは馬場教授が②だけを研究対象としているために、②以外の価値減少を「財産的減価」と一括して、研究対象から外したからであろう。

ところで、本稿が検討対象としているのは商品貸付資本の運動であり、貸付対象となる商品の中には、固定資本だけでなく、流動資本や消費手段も含まれている。つまり、商品価値の減少諸形態の①、②、③の全てが関連してくる。

判りやすく言えば、貸付商品の価値減少には、その商品の生産的使用（消費）によって価値移転する②がある。だが、それだけではない。商品形態にある資本は、そのままの状態であれば、錆や腐敗などによって、自然的に減損する性質をもっている。それを防ごうとすれば、保管費や保全費が必要となる。いずれにせよ、それらは①の現象形態である。

③は市場価格の低落による本来的な減価である。この場合に注意しておくべきことは、インフレーションなどで貨幣価値が減価する場合でも、商品形態にある資本は相対的にはあるが、減価しない場合がありうるし、逆に増価することもあるということである。

このように、商品の価値減少には三つの形態があるが、商品貸付資本の運動には、この三つの価値減少形態の全てが関連している。そのうち、特に問題となるのが、③の市場価格の低落による商品価値の減価や価値破壊である。

以上、商品貸付資本の運動がもつ三つの特質について明らかにしてきた。その特質は貨幣貸付資本の運動と大きく異なる。したがって、商品貸付資本について検討する場合には、その運動を担う商品がもっている三つの特質、すなわち使用価値の差異（種差）、限定された貸出期間と耐用年数の存在、「財産的価値」の減少ということを念頭におかなければならない。

そこで貸付対象となる商品の種類であるが、その種差は余りにも多すぎる。したがって、耐用年数の長短によって商品貸付資本が取り扱う商品の具体的な存在形態を区分してみると、次のようになる。

商品貸付資本となる商品の中で、貸付期間が比較的長期なものとしては、例えば建物（工場、倉庫、店舗、住宅等）、乗り物（航空機、船舶、電車の車両、トラック等）、機械類（医療機械、工作機械、建設機械、情報機器等）などがあり、これらの貸付商品は概して物理的耐用年数が比較的長く、かつ高価であることが特徴である。また、これらの商品は概して生産手段であり、これらを賃借するのは、主として機能資本家であり、工業資本家である。もっとも、物理的耐用年数が永い商品でも、賃借期間が永いとは必ずしも言えない。それは、この賃借期間の長短が賃借

者による市場状況の判断によって決まるからである。

短期的な貸付商品としては、建物（貸別荘、ホテル、カラオケなど）や乗り物（乗用車、自転車、ヨット、ボートなど）をはじめ、スポーツ用品、旅行用具、各種の衣装（儀式用、演技用、体験用〔舞妓姿など〕）、教養・趣味・鑑賞用品（書物、ビデオ、楽器、植木など）、機械類（情報機器、耕運機、雑穀機など）がある。これらは相対的に高価で、かつ一時的には必要であるが、日常的に所有する必要のないものが多い。つまり、当該の商品を購入したのでは、その使用期間との関連でみると、割高感が伴う商品である。

これらの商品を一覧すれば、概して消費手段であり、しかも、その商品は多様である。したがって、商品の種類に基づいて、賃借する階級や階層を一義的に対応させることは困難である。高価な消費手段であっても、金銭的に余裕のある階層だけが借用するとは限らない。まさに金銭的な余裕がないために、一時的に借用する階層も多いからである。

このように、消費手段の賃借関係について考察する場合には、階級や階層という視点から一義的には論じえない。しかしながら、「消費」という視点からは、商品の種差や賃貸期間などとの関連では、階層的に検討することが必要となる場合もある。

さらに現代的な問題としては、この貸付商品の中に「労働力」が含まれるようになってきたことである。たとえば、「派遣労働力」という範疇がそれである。この場合は雇用者が労働力商品を生産過程（サービスを含む）で直接に消費するのではなく、雇用者は労働者の労働力を商品として、別の使用者に賃貸するのである。労働力は原理的には、あるいは生理的には一日で消費される。その限りでは、この労働力という商品の耐用期間は短い、労働力は日々再生産されるので、その再生産的側面に視点を合わせれば、この労働力という商品の耐用期間はかなり長期なものになる。なお、この労働力の賃貸関係に関する考察は別の機会に譲ることにした。

ところで、もう一つの検討課題は、商業資本の転化形態である商品貸付資本の運動を社会的再生産との関連でどのように把握するかということである。すなわち、商品貸付資本の運動については、これを社会的再生産という視点から、価値論的に明らかにしていく必要があるということである。

マルクスは『資本論』の中で、「流通行為では、商品資本はただ商品として機能するだけで、資本として機能するのではない」と述べ<sup>11)</sup>、社会的再生産の中で果たす商品資本の機能を限定的に理解している。つまりマルクスは商品形態にある資本が流通過程にある限り、それは「商品」として機能しているに過ぎないとしている。これはこれで正しい。

だが、単なる「流通行為」という社会的再生産における機能だけでなく、この商品資本が「流通過程」において、商品を貸し付ける資本として運動することがある。マルクスも、このことを否定しているわけではない。

しかしながら、商品形態にある資本（商品資本）が貸し付けられて商品貸付資本へと転化する場合でも、マルクスはそれを「貨幣資本の特殊な一形態でしかない」とし<sup>12)</sup>、次のように述べている。

「もし貸し出されるものが貨幣でも流動資本でもないならば、その返済もまた固定資本が還流するような仕方で行われる。貸し手は定期的に利子と、固定資本そのものの消費された価値の一部分、つまり定期的に磨滅分の等価とを受け取る。そして、貸付期間の終わりには、貸し付けら

れた固定資本の未消費部分が現物で帰ってくる。もし貸付られる資本が流動資本ならば、それはやはり流動資本の還流の仕方<sup>13)</sup>で貸し手のもとに帰ってくる」

この文章からも判るように、マルクスは商品貸付資本という範疇を設定してはいないが、その運動を社会的再生産の一環として理解している。しかしながら、マルクスは生産手段の所有関係という視点から、生産過程において商品貸付資本が介在することだけに限定している。つまり、マルクスは生産手段を固定資本と流動資本に区分し、それが貸付られた商品である場合の償還問題として論及しているに過ぎない。だから、商品貸付資本を貨幣資本の特殊な形態としてのみ把握するに留まってしまうのである。

これは後に詳しく論ずるが、商品貸付資本の運動を生産過程における生産手段に限定すれば、つまり貸付商品を生産手段だけに限定し、しかも貸付期間という要因を無視するのであれば、この貸付関係を貨幣貸付資本の特殊な形態として把握することもできる。

だが、商品資本が「商品として機能するだけ」ではなく、それが貸付資本として独自の運動を行うようになれば、すなわち商品形態にある資本が商品貸付資本へと転化すれば、社会的再生産における機能も異なったものとなる。しかも、貸付られる商品は生産手段だけに限定されることはない。そうなると、商品貸付資本の運動について理論的に検討すべき内容も変わってくる。また商品貸付資本で問題になる使用価値の差異や貸付期間についても、マルクスとは異なった視点を導入することが必要となってくる。

繰り返すことになるが、マルクスは、この商品貸付資本の形態を生産手段（固定資本と流動資本）に限定しており、そうした限定がある以上、消費手段が含まれていないので、商品貸付資本の一般的な運動について説明するには、これだけでは不十分である。また、貸付期間も物理的耐用年数と同じものとして理論的に設定されているが、これでは商品貸付資本の蓄積運動を本質的に説明することはできない。

社会的再生産における商品貸付資本の運動を説明するには、二つのことが決定的に重要である。第一に、商品の貸付期間と物理的耐用年数が異なるということ、すなわち前者が後者よりも短いということであり、第二に、使用価値という視点からみた商品の区別、つまり貸付られる商品を生産手段と消費手段という使用価値から一般的に区別するということである。

第一の場合には、もし、商品貸付期間が商品の物理的耐用年数と同じであると設定すれば、これは実質的には商品を販売したと同じ結果になる。だから、この場合には、一定の期間に限定して商品を貸し付けるという行為によって生ずる資本蓄積の仕組みを明らかにしえなくなる。この点は既に述べておいたところである。

第二の場合には、貸付商品の消費にともなう「減価」の過程は生産手段と消費手段とは必ずしも同じではないし、また、貸付期間として現れる借用する側（借用者）の目的も決して同じではない。つまり、価値論的にみた場合、貸付する商品が生産手段であるか、消費手段であるかによって、資本蓄積の仕組みが異なってくるのである。

このことは貸し手と借り手にそれぞれ固有の問題があることを示唆している。つまり、一方においては、商品貸付資本は「一定の利益」を得なければならないし、そのことに関連して、貸し付ける商品の貸出期間と耐用年数およびその「減価」過程を問題にしなければならない。

他方では借用者の借用目的、すなわち借用する商品が営利目的なのか、それとも消費目的なの

かという問題がある。前者であれば、その商品を借用することによって、どのようにして利益を得るのかというメカニズムを「限定された借用期間」という視点から解明する必要があるし、後者であれば、借り手の消費目的が異なるので、借用した商品の消費目的と支払い能力の関連を具体的に検討していかねばならない。

このように、商品貸借関係の背後には、貸し手と借り手の運動に、検討すべき問題がそれぞれにある。このことを踏まえて、資本制経済のもとにおける貸付商品の価格、つまり商品の賃貸料が形成されるメカニズムを検討していかなければならない。

### 第三節 商品貸付価格の論理的構成

本節では、商品貸付価格が成立する経済関係について、これを論理的に明らかにしていきたい。商品貸付価格が成立するためには、その商品の賃貸者と、その賃借者が社会的に存在し、一定の経済関係をとり結ばねばならない。つまり商品をめぐる資本制的賃貸借関係によって商品貸付価格が成立するのであり、その論理的必然性を、供給者と需要者という二つの側面から解明していかねばならない。

まず、資本制社会において、商品貸付業者が登場してくる必然性について、簡単に検討しておこう。

一般に、工業資本は生産過程に投下した資本と利潤を回収し、かつ実現利潤率を高めるために資本の回転期間を短縮する必要がある。とりわけ商品（商品資本）の過剰生産が生じている場合や生産した商品の使用価値が時間とともに急速に減少するような商品の場合には、この必要性は極めて強くなる。このため、工業資本は、一定の利潤を商業資本へ譲渡して売り渡すことになる。

この商業資本は、流過程において、商品の販売（価値実現）過程を担い、工業資本にとっての資本回収を解決するのであるが、社会的再生産という視点からみれば、生産された商品は価値実現されたわけではない。その価値実現を市場において行い、商品販売という運動を通じて価値増殖を行うのが、商業資本の社会的役割である。だが、現実には、商品の販売、すなわち価値実現はそう容易ではない。その価値実現が困難な場合には、商品を販売するのではなく、商品を賃貸してでも、商業資本は、投下した資本と利潤を回収しようとする。つまり、価値実現の困難性という社会的要因によって、商業資本は商品貸付資本へと転化するのである。

利子を追求する貨幣及び信用貸付資本も、商品貸付という運動に、それ固有の「メリット」があるならば、これまた商品貸付資本へと転化するであろう。しかしながら、貨幣及び信用貸付資本が、商品貸付期間を、その商品の物理的耐用年数と同じとし、利子を追求するのであれば、この運動形態をとる商品貸付資本は、貨幣及び信用貸付資本の特殊な形態に留まる。

商業資本から、あるいは貨幣（信用）貸付資本から転化した商品貸付資本が、一定の期限を付して商品貸付を行い、利潤追求をする場合には、これを商品貸付資本の第一形態とし、貸付期間を物理的耐用年数と同じくして、利子を追求する場合には、これを商品貸付資本の第二形態と呼ぶことにしよう。そして本稿で検討対象とするのは、この第一形態にある商品貸付資本である。

以上、商品貸付資本が登場してくる論理的必然性について説明してきた。だが、そうした商品

貸付側の運動だけでは、商品貸付資本は社会的に存在することができない。すなわち、資本制的商品貸付に対応する社会的需要がなくてはならない。

ところで、資本制的貸付商品に対する社会的需要であるが、これまた資本制社会を前提として説明する必要がある。

資本制社会における商品賃借者は、二つの部類に分かれる。第一の部類は、商品を賃借して利潤追求を行う資本家である。第二の部類は、自己の欲望充足のために商品を賃借する最終消費者である。

第一の部類の商品賃借者、すなわち工業資本家は、販売市場における商品の価格が高い場合、すなわち、その商品を購入して操業した場合には平均利潤、あるいは超過利潤を上げることができないような価格である場合、彼は操業を断念するであろう。しかしながら、一定の期間であれば、その高価な商品を比較的少ない費用で借用し、平均利潤以上の利潤を上げることが可能な場合がある。その場合に、この工業資本家は商品（生産手段）を賃借するのである。

第二の部類の商品賃借者は、自己の欲望を充足するのに、商品を購入して、それを長期的に利用する必要が無い場合、これを短期的に賃借することによって、経費を節減することができる。

以上、商品の使用価値を念頭におきながら、社会的需要（商品賃借者）が登場してくる社会的背景について簡単に説明してきた。そして、この二つの部類の社会的需要に応えるために登場し、存在するようになったのが、第一形態の商品貸付資本である。

さらに、商品貸付資本の運動について、いっそう深く考察する場合の問題点を示唆しておこう。

商品の機能（使用価値）が、例えば情報機器のバージョンアップや自動車のモデルチェンジのように、段階的に、かつ急速に、しかも意図的に行われる場合には、商品の賃借という形式が社会的に強制されることになる。だが、この場合には独占、あるいは国家権力や国際市場関係などの諸要因を踏まえた論理を展開する必要がある。したがって、これらの諸要因を捨象している本稿では、まだ具体的に取り扱うことができない。

本論へ戻ろう。一方で、商品の価値実現の困難性を突破する手段としての商品賃貸、他方で、一定の期間であれば、商品を賃借しても、利潤を追求できる産業資本や自己欲求を満足させることができる需要者、この両者が市場で日常的に出会う場合に、商品賃貸借関係が社会的に成立する。この場合に、銀行資本、あるいは商業資本を媒介とすることもあるが、それは副次的な経済関係である。

さらに、この商品賃貸という行為によって、平均利潤が一般的に得られるようになれば、商品貸付資本が社会的に登場してくることになる。つまり、商品賃貸借関係が資本制的経済関係の一つとして成立してくるのである。

このような商品賃貸関係は、資本制社会に先行する諸社会においても部分的には見られたことである。とはいえ、この商品貸付資本が全面的に展開してくるのは、機械制大工業による社会的再生産が支配的になり、さらに資本制経済の内的諸矛盾が露呈してくるような一定の発展段階においてである。

すなわち、一方においては、資本制経済における生産と消費の矛盾による商品価値の実現が困難となるような時点で現れ、他方では労働者階級をはじめとする国民生活の消費形態が多様化すると同時に階級的貧困化が深刻化してくる段階においてである。

ところで、これらの貸付られる商品は、使用すれば使用価値は減少し、それとともに価値も減少する。なぜなら使用価値が価値の担い手だからである。したがって、商品貸付資本としては、商品の物理的耐用年数だけでなく、その経済的な、ある場合には、社会的な耐用年数をも考慮した賃貸料を設定しなければならない。

この貸付商品の賃貸料は、原理的には、すなわち商品貸付資本の側からみれば、商品の販売価格を物理的耐用年数で除し、それを賃貸期間に乗じたものに等しい。この点では、マルクスが前述しているように、商品貸付資本は、「定期的に利子と、——定期的に磨滅分の等価とを受け取る<sup>14)</sup>」のである。

だが、資本制経済が発展した段階では、利子を追求するという貨幣貸付資本の原理が一方において存在するとは言え、現実社会の中においては、それだけでは商品貸付資本の運動をすべて説明することはできない。なぜなら、商品貸付は貨幣を貸し付けるのではなく、まさに商品の使用権を貸し付けるのであり、商品貸付量と貸付期間が賃貸料の大きさを規定するからである。その場合、この貸付期間中に、どれだけの価値量が使用（消費）されるのか、その価値消費量が賃貸料金の算定基準となる。

商品価値の使用（消費）量の算定は、減価償却の計算方式によって異なる。貨幣資本の特殊形態としての商品貸付資本であれば、物理的耐用年数と減価償却期間が一致するものとして算定される。あるいは貸付期間内における貸付商品の物理的摩損度に対応した資本と利子の回収という方式が採られるので、経済学としては、特に新しい問題は生じない。

しかしながら、資本制社会が一定の発展段階に至れば、つまり資本の価値実現が困難な状況が一般的になるような段階に至れば、固定資本はもとより流動資本の償却も物理的摩損度に対応した償却方式ではなく、経済的摩損に対応した償却方式、すなわち加速度償却が一般化してくる。かくして、商品貸付資本の運動も、貸付商品の物理的耐用年数ではなく、経済的耐用年数で除した価格計算が賃貸料の基礎となるのであり、この基礎の上に、賃貸期間に対応した貸出価格が設定されるのである。

その場合に考慮すべきことは、この商品貸付の対象となる商品が、商品所有者がみずから生産したものか、それとも商品を生産者から購入したものかという区別である。以下では、そうした貸付商品の保有ないし入手形態を区分して、商品の賃貸関係を価値論的に分析していくことにしよう。

### 1. 生産者が生産した商品を直接的に賃貸する場合

商品生産者（工業資本家）が生産した商品を、賃借者に直接的に賃貸する場合について検討してみよう。この場合には、二つの形態を想定することができる。

その第一の形態は、商品生産者が、生産した商品を、物理的耐用年数まで、すなわち使用価値が無くなるまで需要者に貸し付け、その商品価値をその年数で均等に分割したものと利子とを定期的に受け取る場合である。

これは商品形態の資本が、あたかも商品貸付資本へ直接的に転化したように見える。しかし、資本の運動という視点からみると、これは価値実現過程（販売行為）が期間的に延びたにすぎない。そして、この支払期間の延伸に対して利子が支払われることになる。したがって、この商品

の貸付形態は、結果として商品価値の分割販売であり、賃借者側からみれば、一定の資金を商品販売者から借用して、その資金で商品を購入したことと同じである。つまり、分割という支払形態（分割払い）による商品購入である。分割購入の場合には、現金で購入するよりも、その期間に付加される利子の分だけ割高になる。

この場合、商品生産者ではなく、貨幣貸付業者が貨幣を需要者に貸し付けて、その需要者は商品貸付業者ではなく、貨幣貸付業者に元金と利子を支払うことと本質的に変わらない。使用期間が過ぎた商品、すなわち価値のない商品を商品貸付業者が返還を求めるか、あるいは需要者のもとに残されるかは、ここでは大きな問題ではない。だから、商品の物理的耐用年数まで賃貸する場合には、この商品貸付資本は貨幣貸付資本の特殊な形態であると理解しても、なんら問題はない。

第二の形態は、商品生産者が商品を賃貸するのであるが、その賃貸期間が比較的短く、商品の使用価値、したがって商品価値がまだ残存している間に、賃借者が商品を返却する場合である。価値実現という視点からみれば、この場合には、商品価値は完全には実現されず、価値減少した商品が返却され、手元に残存することになる。

この減価した商品（中古品）が、再び、他の賃借者によって貸し出されるかどうか、また貸し出されたとしても、その貸出期間がどのようになるかは、全くの偶然である。しかも、返却されてから再貸出されるまでの期間は、いわば自然的摩損が進行する期間であり、商品貸付をしている生産者にとってはリスクである。賃借者が次々に現れて、貸出商品が最後まで利用されたならば、このリスクは回避され、第一の形態と同じことになる。

だが、この第二の形態で問題となるのは、最初の賃借者から商品が返却されたのち、この中古商品が貸し出されるかどうかは不確定であり、ここに貸出リスクが生ずるということである。

商品がその価値実現のために「必死の飛躍」を要するのと同様、商品を賃貸する場合でも、「必死の飛躍」が必要となる。特に中古商品を賃貸する場合には、その「必死の」の度合いが強まる。したがって、商品生産者は、商品販売の場合と同様、それを賃貸する場合に生ずるリスクを回避するために、一定の割引をして、商品貸付業者に商品を販売するか、あるいは委託貸付することになる。ここに商品生産者の資本は、商業資本的性格をもった商品貸付資本へと転化する社会的必然性がある。この必然性は、資本制生産様式に内在する「生産と消費の矛盾」に起因するのであって、個々の商品生産者の恣意によるものではない。

ここで問題は、商品生産者が、このリスク分をどのように評価するのか、つまり「一定の割引」が利潤（剰余価値）の何%になるのかということが問題となる。だが、この問題は、むしろ流通過程に参入する商品貸付資本の運動によって規定されるのである。次は、この問題について検討することにしよう。

## 2. 貸付商品を生産者から購入する商品貸付資本の場合

商品を賃貸する者が、その商品を生産者から購入する場合には、別の新たな問題が生ずる。その問題というのは、貸付対象とする商品の仕入価格の大きさである。即ち、その商品を生産価格よりも低く、つまり「一定の割引」で購入したのか、それとも生産価格で購入したのかという問題である。この違いによって、商品賃貸関係をめぐる価値関係も、以下のような二つに分かれる

ことになる。

#### (1)貸付商品を生産価格以下で購入する商業資本の場合

商業資本が、貸し付ける商品を生産価格以下で購入し、その商品を賃貸する場合には、この商業資本は商品貸付資本へと転化する。この場合における商品貸付資本の本質は商業資本であり、商業資本の特殊な運動形態として機能することになる。すなわち、この商品貸付資本は、社会的総資本の一部分として社会的再生産の中に入り込み、利潤の社会的な分配関係の中に入り込む。つまり、この商品貸付資本は、社会的再生産の中で「年間平均利潤<sup>15)</sup>」を追求することになる。

この商品貸付資本が商品を購入するという過程までの運動は、貸付対象となる商品を商品生産者が所有している場合と、それほど大きく異なることはない。異なるのは、商品生産者に替わって、商業資本が登場することであり、ここでは工業資本と商業資本との関係が問題となるだけである。

#### (2)商品貸付資本として、貸付商品を生産価格で購入する場合

商品貸付資本が、貸し付ける商品を生産者から等価（生産価格）で購入する場合は、前者とは明らかに事情が異なってくる。ここでは商品貸付資本の本来的な運動姿態が赤裸に現れてくるが、その貸付商品の賃貸料が形成される論理は、そう簡単ではない。つまり、その論理を展開するためには、幾つかの状況を把握しておかねばならない。

第一に、商品貸付資本の運動を本来的な姿態で検討する場合には、貸し付ける商品の存在が前提となる。その前提となる商品は、個別の商品生産者（工業資本家）からみれば、すでに商品貸付業者に販売して価値実現した商品である。したがって、商品貸付資本としては、貸し付ける商品に含まれている剰余価値を実現するという形態で価値増殖を行うことはできない。商品貸付資本は、まさに「商品を一定期間に限定して貸し付ける」という社会的行為を通じて、「一定の利益」を取得するという運動形態をとることになる。

なお、社会的総資本との関連でみれば、商品貸付資本の運動は、生産と消費を媒介する行為であり、その限りにおいて、「消費」という社会的需要の態様とその動向を踏まえた検討が不可欠となる。

第二に、商品貸付資本の本質的な運動は、商品を一定期間に限定して貸し付けるという行為そのものによって「一定の利益」を取得することであるとすれば、その行為が社会的に存在している経済的諸関係とその運動を明らかにしなければならない。

だが、現実には、商品貸付資本が商業資本の特殊な形態である限り、商品を生産価格で購入することは一般的ではなく、ただ特殊な状況のもとにおいて現れるに過ぎない。このような特殊な状況が生ずる原因は、販売独占という状況を除外すれば、商品生産者側と商品貸付業者との関係にあるのではなく、商品貸付資本と生産された商品を借用する者（需要者）側との関係にあるのである。つまり、現実の資本制社会において、商品借用者の「強い欲求」があることを前提として、このような特殊な状況が生み出され、この関係が社会的に存続していくことになるのである。

このように、現実の資本制経済からみれば、商品貸付資本が貸付商品を生産価格で購入することは、まさに特殊な状況であるが、商品貸付資本の本来的な運動を価値論的に分析する場

合には、その貸付商品をどのように仕入れるかという問題は、既に若干の検討をしてきたことではあるが、これを副次的な問題として捨象しなければならない。別の表現をすれば、この論理上の捨象は、商品貸付資本の本質的な運動を明らかにしていくために必要な手続きに過ぎない。

第三に、商品賃借者の「強い欲求」というのは、その商品が生産手段であるか、それとも消費手段であるかによって、その背後関係が異なってくる。つまり、賃貸される商品が生産手段である場合には社会的再生産の中に入り込み、その使用（消費）は「価値移転的減価」となる。しかしながら、消費手段の使用（消費）は、労働力の再生産との関連はありえても、あくまでも最終消費による欲望充足であり、その商品は社会的再生産の過程から脱落していくことになる。

つまり、貸付商品が生産手段であれば、需要者側の「欲求」は、利潤追求という資本の蓄積運動に規定されたものとなり、消費手段であれば、需要者側の「欲求」は資本蓄積運動とは間接的にはともかく、直接的には無関係であり、個人的な消費欲望を充足させるものとなる。

以下では、賃貸借関係に入る商品を生産手段と消費手段とに区分して、商品貸付資本の運動および貸付商品価格の価値論的考察を深めていくことにしよう。

#### 第四節 商品（生産手段）貸付価格と擬制価値

本節と次節では、商品貸付資本の運動法則を、擬制価値を含む商品貸付価格（賃貸料）の形成過程として検討していきたい。なお、検討にあたっては、商品貸付資本家が賃貸する商品は生産価格で購入したものと前提する。これは論理的仮定である。なぜなら、現代の資本制経済のもとでは、商品貸付資本は、貨幣貸付資本の特殊な形態であると同時に、商業資本と同じように機能しており、賃貸用の商品を生産価格で仕入れることは稀だからである。

ところで、商品貸付業者（資本）が商品を仕入れる際に、その資金を金融業者から借入する場合もあれば、生産手段の生産者から現物商品を借入する場合もある。まして独占的資本制経済のもとでは、生産手段の生産者、金融業者、そして商品貸付業者が相互に癒着している場合が一般的となっている。したがって、そのような癒着関係のもとでの生産手段の仕入価格は独占価格である。さらに、国家権力を動員した資本蓄積が支配的な体制のもとでは、特定の企業によって生産された生産手段が、いわば一つの社会的強制として貸付られる場合さえある。

これらの経済的諸関係とその運動法則を明らかにするためには、「独占利潤」や「国家権力の動員」といった要因を踏まえた論理を展開する必要がある。しかしながら、一般的なレベルで論理を展開している本稿では、こうした諸要因をひとまず捨象しておかねばならない。

また、本節や次節での考察に際して、「等価（生産価格）で購入した商品」を前提とするのは、ここでの研究目的が、生産された商品の価値実現過程の解明ではなく、商品貸付価格（賃貸料）の本質を商品貸付資本の蓄積構造とその運動法則によって解明することだからである。

したがって、この商品貸付資本の発生的経緯、すなわち、この商品貸付資本が、工業資本、貨幣資本、商業資本の、いずれからの転化形態であるかといった経済史的な問題、あるいは独占や国家権力の動員といった、商品貸付資本の運動に関する、より現実的で、より具体的な問題については考察対象としていない。

ここで必要なことは、繰り返し言及してきたことであるが、貸付商品の賃貸料を価値関係として把握することであり、そのためには、貸付商品を使用価値の視点から二つに区分し、併せて賃貸借期間との関連をふまえて考察していくことである。

もとより商品貸付資本にとっては、貸し付ける商品が生産手段であろうと、消費手段であろうと、貸し付けた期間内における商品の損耗分と「一定の利益」が得られれば、それで良いのである。つまり、貸付商品の種類がどうであろうと、それはどうでも良いことなのである。

しかしながら、商品貸付価格（賃貸借料）の形成には、商品貸付市場が必要であり、そこに貸借者と賃借者が登場してこなければならない。ただし、その場合には、賃借者の求める商品が生産手段であるか消費手段であるかによって、また貸借期間の長短によって、商品の賃貸借関係をめぐる経済関係とその競争態様が大きく異なってくる。つまり、賃貸借される商品の種類と貸借期間によって、社会的再生産における商品賃貸借関係が果たす役割は異なり、したがって商品貸付価格（賃貸料）を決定するメカニズムも異なってくるのである。

本節では、貸付商品が生産手段である場合、その貸付価格（賃貸料）が、どのように決定されてくるのか、賃貸借期間という要素をふまえながら、そのメカニズム（賃貸借関係）を具体的に明らかにしていきたい。

### 1. 生産手段を賃借する側の論理

賃貸借関係に入る商品（ここでは生産手段）の多くは労働手段（固定資本）であり、この労働手段を念頭におきながら論を進めることにする。つまり、ここでは労働対象のうち、期間内の消費量が明らかな流動資本は捨象する。したがって、生産手段を労働手段と労働対象とに区別した理論的検討は行なわない。

さて、生産手段（固定資本）を生産資本として賃借し、それを稼働するのは生産資本家（工業資本や農業資本）である。もし、生産手段の物理的耐用年数まで使用し、その間、平均利潤を超えて超過利潤を得られるという市場状況にあれば、生産資本家は、その生産手段を購入すればよいのであって、生産手段をわざわざ賃借する必要はない。したがって、生産資本家が生産手段を賃借する必要が生じてくるのは次の二つの場合に限定される。

第一は、当座の期間、その生産手段を購入するだけの資金が生産者資本家の手元に無い場合である。この場合には、生産資本家は、しかるべき金融業者から資金を調達することも考慮する。しかし、その場合でも金融業者が資金を貸すかどうか判らないという不確実な要素がある。したがって、商品賃貸借関係における借入者（生産資本家）の対応も、金融業者との対応関係を踏まえながら、検討していく必要がある。

第二は、生産手段の稼働によって平均利潤、あるいは超過利潤を獲得できる期間が短いという市場状況の場合、あるいは生産資本家が見通している場合には、生産資本家は生産手段を賃借することになる。この場合には、市場状況との対応を踏まえながら、生産資本家の対応を検討していく必要がある。

以下では、金融条件や市場条件を踏まえながら、商品賃貸借関係における生産資本家の運動について論理的に検討していくことにしよう。

### (1)金融業者と商品（生産手段）賃借者

まず、金融業者（利子生み資本）と生産手段の購入のために資金の借用を求めている者との関係を見ておこう。もし、金融業者が期待利潤率はもとより商品貸付業者よりも低い利子率で貸してくれるならば、借用希望者は生産手段を借入金で購入すればよいのであって、商品貸付業者から生産手段を賃借する必要はないし、またそのような不利な行為は行わない。

それだけではない。生産手段を賃借する場合には、賃貸業者が所有している特定の生産手段を借用することになるが、借金して生産手段を購入する場合には、同一の使用価値をもつ多様な生産手段の中から自らに好む機種を自由に選べる可能性があることも利点の一つである。もっとも、その場合でも、金融業者から特定の生産手段を購入することを強制されることもありうる。

このような状況を踏まえると、借用者が生産手段を賃借するのは、手元に生産手段を購入するだけの現金が無く、しかも金融業者からの借入ができない場合である。また資金を貸してくれる場合でも、その貸出期間が極めて短期であるか、あるいは、その利子率が商品の賃貸料のそれよりも相当に高い場合である。

金融業者が生産資本家に資金を貸さないのは、あるいは貸出期間を短期にするのは、彼に対する資金貸出が、既に貸出限度（信用限度）を越えている場合である。また、信用限度以内であっても、借用希望者が、資金回収が不可能な事業計画を借用目的としている場合には、それだけ返済リスクが大きくなるので、金融業者は貸出を拒否するか、貸出しても、その貸出資金の利子率を高くしたり、貸出期間を短くすることになる。

ここで脇道にそれるが、「信用限度」なるものについて、一般的に論じておきたい。取引相手に対する「信用限度」の設定は、金融業者だけでなく、商品貸付業者、商業資本、さらには工業資本などでも行っている。つまり、信用販売（売掛）を行う場合には、必然的な、そして一般的な業務なのである。したがって、この信用限度なるものは、仮に一定の基準を設定しても、それはあくまでも売掛側の主観的な評価にすぎない。したがって、この信用限度は、固定的なものではなく、実際的にも、貸付相手に対する年々の信用限度の見直しと再評価が必要である。そのような再評価を繰り返し行っても、結果として「貸し倒れ」があるというのが、無政府的生産を基礎とした資本制経済の特質なのである。

好況の場合には、この信用限度を越えて貸し出す場合も決して稀ではなく、そのことが好況を加速させる要因にもなるし、また逆に恐慌や不況の度合を深める結果ともなる。もっとも、ここで景気循環における信用限度の役割と限界について、これ以上に論ずる余裕はない。本題へ戻ろう。

これまでに信用取引がない、つまり信用限度を設定していない生産資本家に対しては、その資産状況、経営状況、事業計画等を検討した上で、金融業者は資金を貸すかどうかを判断する。もとより借金希望者和其他の金融業者との取引関係も考慮対象となる。金融業者相互間の競争があるからである。

一般的にみて、金融業者が資金を貸し出すのは、貸出先に借金返済の可能性が高く、かつ、その信用限度以内の場合である。借金返済の可能性が極めて高く、信用限度が極めて大きい企業（資金の借り手）に対する場合だと、金融業者は、市場利子率よりも低い利子率で資金を貸し出す場合もある。

こうした金融業者との対応の結果、商品の購入資金を借入できないか、借りられたとしても高利の場合には、生産者（生産手段の購入希望者）は金融業者からの資金借用を諦め、商品貸付業者のもとへ向かうことになる。少なくとも一般的にはそうである。一般的というのは、ここでは独占や国家権力の動員という諸要因を捨象しているからである。

以上のような検討結果を踏まえるならば、商品の賃貸借関係が成立する経済的背景の一つは、次のようになる。

生産資本家である借入者は、金融業者からの借金が可能であっても、その個別的利子率が市場利子率や貸付商品価格に含まれる利子率よりも遙に高い場合には、借金をすることを諦め、一定の期間に限って、商品貸付業者から生産手段を賃借することになる。この場合、現象的にみれば、この賃借が「一種の金融手段」であるかのように見えるが、これは誤りである。なぜなら、生産資本家にとっては、設備や備品の調達こそが目的なのであり、金融業者からの借入、すなわち金融はあくまでも、この目的を達成するための手段に過ぎないからである。

ところで、商品貸付業者は市場利子率よりも高い利子率で賃貸しようとするのが通常である。したがって、金融業者より借金を拒否された生産者は、そうした高い利子率を含んでいる賃借料を支払ってでも生産手段を借用するか、それとも借用を、つまり生産を諦めるしかない。

以上、貸付商品が生産手段である場合に、金融業者と生産者（生産資本家）との関係について、一般的にみてきた。この関係を踏まえると、商品（生産手段）の賃貸借関係は、第一に、生産者（生産手段の借用者）の資本収益力、第二に、金融業者によって評定された個別利子率、そして第三に、商品貸付業者による生産手段の賃借料という三つの要因が織りなす相互関係として成立するということである。

ただし、金融市場において遊休資金が多く滞留している場合、すなわち過剰資本が存在している場合には、この金融業者は、低い利子率で、あるいは返済リスクを承知のうえで、資金を貸し出すこともある。また、資金を貸し付ける場合、購入する生産手段を指定することもある。繰り返し述べることになるが、資本制経済のもとでは、金融市場における業者間の競争と協調が多面的に展開するからである。

## (2)市場条件と商品（生産手段）賃借者

前項では、金融業者との関係で、生産者の対応をみてきた。そこで明らかになったことは、金融業者からの借用が困難という条件が、生産者をして商品貸付業者のもとへ向かわせるということであった。だが、それだけでは、商品（生産手段）の賃貸借関係が成立する条件としては不十分である。つまり、そうした高い利子を支払ってでも、生産者が生産手段である商品を賃借するのは、市場条件が好都合な場合だけである。つまり、借用した生産手段によって生産される商品の市場価格が、その生産価格を大きく上回っているような状況がなければならない。

このような状況のもとでは、部門（実現）利潤率が一般利潤率よりも高く、部門生産者に超過利潤をもたらす。したがって、生産手段の借用者は、高い賃借料を支払ってでも、なお平均利潤がそれ以上の利潤を獲得できるという見込み（高い期待利潤率）があり、この超過利潤の獲得こそが生産手段を借用する側の理由であり、目的なのである。

しかしながら、そうした市場条件が好都合な場合が一般的に存在するというだけでは、生産者

が生産手段を賃借するとは限らない。このような場合であれば、生産者は高い利子率であっても、金融業者から借金して生産手段を購入することもあるからである。

したがって、生産者が生産手段である商品を賃借しようとするのは、一般的な経済関係からみれば、三つの特殊な条件が販売市場に存在する場合であることが判る。

その一つは、顧客から生産者に対して、生産価格よりも高い価格での注文が既にあり、しかも、その注文が一時的であるという特殊な場合である。この場合には、個別（実現）利潤率が借用した商品の高い利子率を上回るため、賃貸料を確実に返済できるという「確実な見通し」がある。しかしながら、その注文が永続的ではなく、一時的であるため、その期間を越えて長期に賃借するとか、その生産手段を購入することが生産者にとって明らかに不利となる場合である。

もう一つの特殊な市場条件は、顧客からの注文が無い場合でも、市場価格が生産価格を上回っている場合で、しかも、その市場条件が好都合なのは比較的短期であると見通した場合である。そのような場合には、生産手段を短期的に賃借しても、一定の期間内であれば、高い利潤を実現できるという「希望的な見通し」があるものの、生産手段を購入して、その物理的耐用年数まで、つまり長期的に稼働すれば、利潤を確保することは不確実となり、したがって返済が困難となると予測される場合である。

さらに考えられるもう一つの特殊な状況がある。それは、生産者にとって、欲しい生産手段を購入しようとしても、それが社会的に不足しており、市場価格が高くなっているような場合である。このような状況は、資本制経済のもとでは極めて希有な場合であるが、好況の場合には、こうした状況も当然ありうる。

このような場合には、高い生産手段を購入して生産を行えば、実現利潤率は低くなり、場合によっては経費倒れになる。したがって、生産者は賃貸業者から中古の生産手段を比較的安く賃借して生産するほうが有利となる。もっとも、その生産手段が市場で不足している場合には当然のことながら、その賃貸料も高くなり、それに含まれる利子率が期待利潤率（予想される個別実現利潤率）を超えるようだと、この賃借関係は成立しなくなる。

こうしてみると、生産手段の賃貸借関係は、金融業者と生産資本家との関係でも、また市場条件との関連でも、極めて限定された特殊な状況のもとで生ずることが判る。換言すれば、商品（生産手段）を対象とした賃貸借関係が成立するのは、「特殊な状況において」というのが一般的なのである。そうした「特殊な状況」がない場合に商品賃貸借関係が成立するのは、きわめて稀なのである。

なお、この際、賃借者が高い利潤を取得できるという「確実な」あるいは「希望的な」見通しが、主観的な錯誤であるかどうかは、ここでの問題ではない。問題となるのは、こうした「特殊な状況」が、資本制経済の発展とともに、つまり構造的矛盾が深まるにつれて、恒常化し、一般化してくるということである。

## 2. 生産手段を賃貸する側の論理

さて、これまでは賃借者の立場から、生産手段の賃貸借関係について検討してきた。だが、貸付商品価格（賃貸借料）が賃貸借関係の現象形態である以上、今度は賃貸業者の立場からも検討してみなければならない。

賃貸業者は生産手段を所有者しているが、自らがその生産手段を稼働し、生産過程で価値増殖を行うのではない。だが、生産手段を保持しているだけでは利益を得ることはできない。それどころか、生産手段を保持するだけでも、保管労働力の確保をはじめ、用地や諸施設の維持に要する経費が必要である。また、保有するだけの無為な時間が経過すれば、生産手段はそれだけでも自然的に損耗する。さらに、場合によっては、社会的損耗、すなわち、その生産手段が陳腐化すれば、生産手段そのものに減価や価値破壊が生ずる。

こうした自然的摩損や減価は、商品貸付資本の運動に伴う必然的なリスクである。賃貸業者が、生産手段を商業資本のように価値以下で仕入れるのであれば、このリスクは産業資本の利潤部分からの控除によって、ある程度まで補填することができる。だが、今は、等価で購入していることを前提とした論理を展開しているので、このような利潤部分からの補填という問題は捨象している。

では、こうした種々のリスクがあるにも係わらず、商品貸付資本が、生産手段という商品を貸し付ける運動を展開するのはなぜかという、資本蓄積上のメリット（利点）について考察していかなければならない。

#### (1)商品貸付資本と資本蓄積上のメリット

商品貸付資本にとってメリットとなるのは、もし、賃借者が貸出期限を経過しても、賃借料を支払わない場合には、貸し付けている生産手段を賃借者から回収することが物理的に可能だということである。もし、貨幣（信用）を貸し付けた場合、借用者の手元に貨幣がなければ、貸付金の返済を求めることはできない。その限りでは、商品貸付資本の運動には、必要となれば、いつでも所有権が有る貸出商品を回収できるという点で、ある程度の安全性がある。

「ある程度」というのは、貸し付けた商品が生産手段であっても、賃借者がその生産手段を売却したり、隠匿してしまうリスクがあるからである。

したがって、相手に契約の不履行があった場合には、「現品をいつでも回収できる」というメリットがある。しかしながら、資本蓄積という視点からみると、これは極めて消極的なメリットでしかない。

資本蓄積からみて、商品貸付資本の運動がもつ積極的なメリットは、超過利潤にみあった高い個別の利子を借用者に請求できるということにある。そうした請求が可能なのは、貸し付けた生産手段を使用する借用者（生産者）が、しかるべき市場条件のもとでは、相当の超過利潤を確保できるということを想定するからである。その意味で、商品貸付資本は社会的再生産に寄生する存在である。こうした寄生的な高い個別利子率が期待できず、貸し付け利子が市場利子率に等しいならば、わざわざ商品貸付という形態をとる必要はない。

商品貸付資本という形態には、資本蓄積にとって、さらに、もう一つの積極的なメリットがある。それは貸し出すのが生産手段であるという商品の使用価値に関連して生ずる蓄積上のメリットである。

繰り返すことになるが、マルクスが商品貸付資本の運動について述べたことをもう一度振り返っておこう。マルクスは商品貸付資本を「貨幣資本の特殊な一形態である」とし、「その返済もまた固定資本が還流するような仕方で行われる。貸し手は定期的に利子と、固定資本そのものの

消費された価値の一部分、つまり定期的な磨滅分の等価とを受け取る」としていた。

マルクスの場合には、生産手段（固定資本）の物理的磨滅を念頭におきながら、固定資本の「定期的な磨滅」（periodischen Verschleiß）を前提としている。つまり、マルクスは社会的損耗という要因を捨象しているのである。この前提の有無を明確に区別しておくことが、商品貸付資本の運動を明らかにしていくうえで、決定的に重要なこととなる。

例えば、一般利率を10%とし、商品貸付業者が、100の価値がある商品を、その物理的耐用年数である10年という同じ期限で貸し出すとしよう。この場合には、この商品貸付業者は年々10の償還分と10の利子を受け取る。つまり、商品貸付料金は年間20である。そして10年を経た後には、この商品貸付業者は100の償還分と100の利子を合計で200ほど受け取ることになる。これは貨幣（信用）を貸した場合と同じである。もっとも、貨幣（信用）貸付の場合でも、危機が恒常化している資本制経済のもとでは、加速度的な回収方式をとってきているが、さしあたり、それはここでの研究課題ではない。

商品貸付資本を貨幣取扱資本の一形態として把握し、かつ貸付期間が物理的耐用年数と一致している限りでは、この計算方式でも十分である。なぜなら、このような設定では、貸し付けた商品は販売したことと同じであり、支拂期間の長期化とそれに対応する利子の問題に過ぎないからである。

しかしながら、商品貸付資本の運動として特徴的なのは、商品の貸付期間が商品の物理的耐用年数よりも短いという点にある。まさに、そこにこそ商品貸付資本の蓄積運動に伴う長所と短所が隠されているのである。それだけに、理論的考察に際して、幾つかの錯覚した疑問が生じてくるのは止むを得ない。

第一の疑問は、生産手段の価値移転と貸付料に関する問題である。すなわち、先程の事例の場合には、実際の貸付商品（生産手段）の価値100は、年々10ずつ価値移転していく。最初の年は100あった生産手段の価値も、次年度には90、その翌年には80へと価値減少していく。したがって、生産手段の残存した価値に対応した利子（利率は10%）としては、最初の年は10だが、次年度は9、その翌年は8という具合に減少していく筈である。したがって、商品貸付業者が受け取るのは、初年度は20だが、次年度は19、その翌年は18という具合に漸減していく筈である。しかしながら、商品貸付業者が年々に受け取る貸付料は、貸し付けた生産手段の価値移転部分の10と貸付利子の10を加えた20である。これは一つの矛盾ではないかという疑問である。

第二の疑問は、貸し付けた生産手段から新たな商品へ価値移転した部分に関する疑問である。生産手段から移転した価値部分は、賃借者である生産資本家が生産し、かつ所有している新商品価値の一部となっている。このことは明らかである。しかも、商品貸付業者は、生産者が生産する新商品の生産量、販売価格、販売方法などはもとより、生産された商品の所有権について、直接的に関与することはできない。

しかしながら、賃借者は生産手段の賃借料を現金ではなく、手形で支払うこともある。むしろ、それが一般的ですらある。そのことから、商品貸付業者は、生産手段を賃貸しているのだから、生産した新商品に移転した価値部分も、なお賃貸しているのではないかという疑問である。この疑問は、個々の事例としては、賃借者は賃借料を現金で支払うのではなく、彼が生産した商品価値を実現したのちに、つまり販売したのちに、その賃借料を支払うという事実関係があるからで

ある。俗称「台風手形」とか「お産手形」といったサイト（決済期日）の長い手形による支払いがそうした疑問をいっそう助長する。

こうした二つの疑問が生ずる原因は、第一の場合には、年々に商品貸付の契約更新を行うのではなく、賃貸契約時に、あらかじめ一定の期間を付して貸し出すということを理解していないからであり、第二の場合には、商品貸付業者が賃貸するのは、生産手段に含まれている価値を貸すものだと誤解しているからである。

商品貸付業者が賃貸するのは、あくまでも「一定期間内における商品（この場合は生産手段）の使用権」であり、占有権である。したがって、契約した期間内に限って、賃借者は生産手段を自由に使用できる。賃貸した生産手段を賃借者が破損した場合には、それ相応の代価を請求すればよいからである。つまり、賃貸した期間内であれば、生産手段を使用して何を生産しようと、また新商品にどれだけの価値を移転しようが、賃貸業者は苦情を言えない。それだけに、生産手段の賃貸契約をする場合には、とくに賃貸借期間と賃貸借料の具体的内容が問題となるのである。

本稿では、商品貸付資本の運動を、貨幣取扱資本の一形態とするマルクスの見解を、「貸出期間を捨象しているか、あるいは物理的耐用年数としている」という一定の条件のもとで、その有効性を認める。しかしながら本稿では、それだけに留めず、商品貸付資本の運動を、資本制経済における「生産と消費の矛盾」の必然的展開過程として、つまり価値実現の困難性に直面した商業資本の転化形態として把握してきた。それでも、このような一般的な規定だけでは、商品貸付資本の運動を具体的に、かつ本質的に明らかにすることはできない。

多様な資本形態を規定するのは、その資本に特有な蓄積形態である。したがって、商品貸付資本も、まさに、この「期限付き商品使用権の販売」を通じて資本蓄積を行うという、まさに蓄積運動の特殊性にこそ、その本質を求めなければならない。したがって、「商品貸付資本」という概念も、そのような蓄積運動を行う資本として規定されなければならない。この本質的な規定によって、商品貸付資本の運動がもつ特殊歴史的な性格をいっそう具体的に解明できるようになるのである。

## (2)商品貸付資本の回収方式と蓄積運動

マルクスの場合には、商品貸付資本を貨幣資本の特殊な形態として把握していた。確かに、商品貸付期間がその商品の物理的耐用年数と一致している場合には、それでよい。なぜなら、その場合の商品貸付資本は、賃借者が商品を購入するのを代替しているだけであって、賃借者が商品の物理的耐用年数までの期間に支払う価値移転分と利子（市場利子率）を取得すればよいからである。

だが、商品貸付資本の蓄積運動がもつ特殊性は、貸付対象が商品形態であることに規定される。したがって、貨幣（信用）貸付に対する料金が、「利用」権一般の価格であるのに対して、商品貸付の場合は、その商品の「消費」権の価格という異なった形態をとるのである。しかも、その消費権の利用、つまり商品の消費には、一定の賃貸期限を付けるという条件が特殊な資本蓄積の方式を生み出し、ここに商品賃貸借関係という特殊な経済関係が生み出されるのである。これが商品貸付資本という特殊な資本形態の一般的な規定である。しかも、商品貸付資本の蓄積方式は、商品貸付資本に特有のものであるが、その具体的態様は、貸付商品がもつ使用価値に規定された

消費形態によって異なる。つまり貸付商品が生産手段であるか、消費手段であるかによって、その消費による価値移転のメカニズムが異なり、それに従って、資本蓄積方式の形態も異なってくるのである。これはすでに指摘しておいたところである。

ここで本題に戻ろう。貸付商品（生産手段・固定資本）が使用される場合には、商品の物理的損耗（自然的損耗）と価値移転をとまなう。だが、この価値移転にかかわっては、生産手段の所有者とその使用者（賃借者）が異なるということによって、新しい経済関係が成立してくる。

つまり商品貸付業者は、貸し付けた生産手段の原価（購入費＋保存費＋利子の全てを含む）の回収を、その物理的耐用年数に至まで「定期的に」ではなく、早期に、かつ加速度的に行おうとする。このことは、商品貸付資本のみならず、資本一般の本性でもある。

だが、それが現実化するのには、生産手段の使用者（生産者）の資本蓄積方式が「早期に、かつ加速度的に」資金回収を行うようになる、資本制経済の歴史的な発展段階を前提とする。

間違いを恐れずに、あえて年代的に言えば、欧米の資本制社会において、このような原価償却方式が登場してくるのは、1880年頃であり<sup>16)</sup>、いみじくも、それは独占が資本蓄積運動の支配的形態へと移行する時期と一致している。

さて、商品貸付資本の「早期に、かつ加速度的に」という資金回収方式は、生産資本の「早期に、かつ加速度的に」という原価償却方式に対応したものである。そこで問題は、この早期かつ加速度的な原価償却方式によって、商品貸付資本はどのような蓄積運動を展開するのか、まさに、その点について価値論的に解明していかねばならない。そして、それこそが本稿の中心的な課題なのである。

さて、一般的な原価償却方式は、一定期間内において移転された価値量を物理的耐用年数に比例させながら会計的に処理するものである。これに対して、加速度的原価償却方式というのは、物理的耐用年数に比例させることなく、価値移転の割合を加速度的に計上して会計的に処理することである。だが、この加速度的な原価償却方式は、単なる会計上の処理方法ではなく、現実の資本制経済において必然的に生ずる一時的な減価や価値破壊を反映したものであり、まさに資本蓄積上のリスクを回避するための会計方式なのである。

また、生産資本家は生産手段を使用する場合に、そうした蓄積上のリスクを回避するために、実際に、稼働時間の延長（極端な事例は24時間操業）や使用度の強化（回転や流動速度を高める）を行っている。いわゆる加速度償却である。

資本蓄積が危機的状況にある現代の資本制経済のもとでは、こうした加速度償却という会計方式が、税金対策も含めて、一般化してきている。だが、本稿では、独占や国家という論理次元を取り扱っていないので、独占に伴う加速度償却の固定化や税金対策に関する検討については捨象する。

ところで、この加速度償却方式が一般的になれば、「物理的損耗と価値移転」<sup>17)</sup>という二つの概念に、「社会強制的減価」（略して減価）という概念を追加する必要がある。

この「減価」は、価値移転を意味する「減価償却」の「減価」とは異なった概念であることを、繰り返し注意しておきたい。

さて、工業資本が、このような生産資本（とくに固定資本）の加速度的償却を行い、実際に移転した価値量以上に、価値が移転されたかのように見なすのは、つまり会計的に処理するのは、

これは「虚偽の社会的価値」の捏造である。そして、捏造された価値が社会的に、あたかも価値があるかのように見做され、つまり価値として実現されるならば、これは一種の擬制価値が社会的に創造されたことになる。

こうした加速度的償却にともなう擬制価値の存在が社会的に一般化すれば、そうした擬制価値は生産部門だけでなく、商品貸付資本も、そうした償却方式をふまえた商品貸付価格を設定することになる。つまり、商品貸付資本も、工業資本（産業資本）と同様に、早期かつ加速度的な資金回収方式をとることになる。先取りして言えば、このような資金回収方式は、なにも生産手段を賃貸する場合だけでなく、消費手段を商品として賃貸する場合にも当てはまるし、貨幣貸付業（銀行資本）においても措定されることになる。

かくして、商品貸付資本が生産手段を賃貸する場合には、生産手段の物理的耐用年数ではなく、社会強制的減価を踏まえた経済的耐用年数を想定した賃貸料とその回収方式を賃貸期間内において設定することになる。

例示的に示せば、次のようになる。ある生産手段の価値を100とし、その物理的耐用年数を10年としよう。しかし、5年後には、その生産手段は陳腐化し、価値破壊されてしまう可能性があるとするれば、商品貸付資本としては、社会的減価というリスクを回避するために、これを5年で回収する必要がある。このような数量的な設定のもとに、早期回収方式および加速度的回収方式の具体的な事例を示すと以下ようになる。

商品貸付資本が、貨幣貸付資本と同じように運動するのであれば、既にもてきたように、この商品貸付資本は年々に10プラス利子という定期的な回収方式を10年間とることになる。しかし、そうした回収方式ではなく、まさに商品貸付資本の本質的な運動として早期回収方式をとる場合には、商品の賃貸期間を5年とすれば、20プラス利子10を5年間続けて回収するという方式をとるのである。

さらに、これを加速度的な回収方式をとるならば、商品貸付資本は、最初の年は30プラス利子、翌年は25プラス利子、3年後には20プラス利子、4年後には15プラス利子、5年後には10プラス利子といった早期かつ加速度的な資金回収方式をとることになる。

なお、利子については、市場利子率を10%とすれば、年々10の利子を5年間にわたって受け取ることになる。この年々10の利子を受け取るという点では、商品貸付は貨幣貸付と本質的に変わるものではない。もっとも、商品貸付資本が市場利子率よりも高い利子率で貸し付けることができるかどうかは、資金需給市場の動向にかかわることであってここでの問題ではない。

ここで重要なことは、商品貸付資本が擬制価値を取得するという点、すなわち商品貸付資本が、貨幣貸付資本とは異なった、特殊な蓄積方式をとる資本として現れ、また擬制価値が社会化していけば、それは概念としても確立していくことになる。ここに商品貸付資本にとって、資本蓄積上の積極的なメリットがあるといっても過言ではない。以下では、その点について、前述した例式で説明しておこう。

早期かつ加速度的な資金回収方式のもとでは、最初の年に賃貸して消費される生産手段の実際的な価値は10である。だが、賃貸する場合には、消費された生産手段の価値10を、あたかも20あるいは30の価値であるかのように計算するのである。さらに、そのような計算に基づいて設定された賃貸料が商品貸付市場で成立すれば、そこに擬制価値が形成されることになる。

この擬制価値を、早期回収方式では5年間を通じて10ずつ、また加速度的回収方式の場合には、最初の年に20、2年目に15、そして3年目に10、4年目に5、そして最終の5年目は0という大きさでもって、商品貸付業者は追加的に取得するのである。つまり、いずれの方式であろうと、50の擬制価値を取得するのである。

これを価値論的にみると、実際には5年間の契約期間のもとに、50の価値を賃借者に消費させたにも係わらず、50の実体としての価値と50の擬制価値を併せた100の価値を、商品貸付業者は回収することになる。

だが、このような商品貸付資本の早期回収方式、あるいは加速度的な回収方式による賃貸料の設定については、実際的にも、また論理的にも、幾つかの問題が生ずる。

第一の問題は、このような回収方式を賃借者が納得できるかどうかである。つまり、一定の期間限定で賃借する場合に、このような回収方式に基づく料金設定は、擬制価値を含んでいるだけに、実質価値以上の価格となる。したがって、実際的にみて、生産手段を賃借しようとする者は、高額料金の支払に抵抗するか、賃借を諦めるかもしれない。ただし、この場合には、賃借者が生産手段を通常よりも高い密度で消費（利用）したり、加速度的に消費することを捨象した論理である。つまり、短期で加速度的な償却方式を採用するのは、実態としても、賃借者がそうした仕方でも借用した生産手段を利用することがあり、その反映として登場してきた資金回収方式だからである。

この擬制価値は、いわば価値収奪の実体的内容をなすものであり、商品の需給関係によって規制される価値＝価格論の次元では説明できない。また経済学の方法論からみても、価値実体をもつ諸商品だけの等価交換を前提としながら、経済的諸関係を単純なものから複雑なものへと上向しても、この擬制価値論を展開することはできない。ここでは、価値実体をもたない商品が価格をもつような社会経済的諸関係が研究対象となっているからである。

さて、擬制価値、あるいは擬制価値を含んだ価格（料金）が、歴史的にも、また論理的にも等価交換であるかのような経済的諸関係として現れてくる。この諸関係は、最初は個別的に、そして、ある産業やある地域において特殊的に、やがて社会的再生産の全ての局面において、一般的に現れてくる。ここで必要なことは、この擬制価値を含んだ諸商品の交換関係が、あたかも等価交換であるかのように現れ、それ相応に評価されてくる根拠を、歴史的かつ論理的に説明することにある。もっとも、本稿では、今ここで歴史的な事実関係について論述することを課題としていない。ここで出来るのは、その歴史的必然性を論理的に整理しておくことだけである。

まず、擬制価値は、信用貸付において見られる。つまり、「信用」という非労働生産物が、金融市場において利子という価格（料金）をもつ。それだけではない。所有権を基礎とした「占有権」という非労働生産物も、地代（絶対地代および差額地代の第一形態）という擬制価値をもつ。このように、擬制価値は、商品貸付資本だけでなく、「占有権」の価格、「信用」の価格、あるいは「名義料」（暖簾）などとして、現実の資本制経済の中で、多様な諸形態で存在している。

第二に、資本制経済の発展とともに、商品の価値実現が困難となり、商業資本、そして商品貸付資本が登場してくる。ここではリスク回避のために短期かつ加速度的な資金回収方式がとられる。このリスク回避という資本の運動（会計上の理念として現象する）は、労働の生産物ではない。それにもかかわらず、それが価格をもち、価値として実現されるならば、それは擬制価値で

ある。

第三に、商品貸付資本の（我が儘勝手な）運動として現れる、この擬制価値は、いわゆる交換関係における三面競争の中で現実化する。すなわち、信用及び商品貸付資本相互間、商品貸付資本と賃借者との間、賃借者相互間の競争関係を通じて現実化する。だが、一般的な競争関係の中では、この我が儘勝手な擬制価値は実現されない。それが実現するためには、この競争関係において、何らかの「経済的推力」が必要である。

しかも、この「経済的推力」が「経済的強制」まで強まるためには、独占の存在が必要となるが、本稿では独占を研究対象から除外しているため、ここでは言及しない。

もともと、商品貸付資本の運動法則に現れる擬制価値が市場において実現するために必要な「経済的推力」は、商品貸付資本自体が過剰資本の処理機能をもつという内在的弱点をもつために、土地所有に規定された「耕作権」（土地利用権）の価格（地代）や貨幣（信用）所有に規定された「購入権」（支払権）の価格（利子）ほどには強力ではない。それでも、商品貸付資本が取得する擬制価値は、市場価格における競争を前提とする論理レベルで考察しなければならない。具体的には、商品所有に規定された「商品使用权」の価格（回収すべき商品の価値+利子+ $\alpha$ ）の $\alpha$ が実現されるための「経済的推力」は何かという問題として考察しなければならない。

第四に、そして最後に、この商品所有に規定された「商品使用权」が、賃借者に対して「経済的推力」として作用するのは、一般的には、「超過利潤の取得が可能」という経済的な状況である。この状況のもとにおける賃借者の資金不足が前提条件となる。つまり、この一般的な「経済的推力」の作用は、貨幣（信用）を賃借する場合と同様である。したがって、商品貸付資本が取得する擬制価値が、市場において「経済的推力」として作用するためには、この一般的な推力以外に、特殊な経済的推力が必要となる。その特殊な経済的推力は、賃借者にとって、超過利潤の獲得が極めて短期的ないし一時的であるという市場条件なのである。この超過利潤を獲得しようという市場条件が経済的推力として工業資本家に作用し、金融業者から資金を借用できない場合に、高い料金であっても、商品貸付業者のもとへ向かわせることになるのである。

つまり、やや複雑ではあるが、これまで述べてきたような経済的諸関係のもとでの資本の法則的展開によって、商品貸付業者は、早期かつ加速度的な資金回収方式によって、プラス $\alpha$ という利潤（擬制価値）を追求できるのである。商品貸付資本による擬制価値の取得が、「経済的推力」によって実現し、一般化してくれば、ここに概念としても、また会計の方式としても、社会的な存在となるのである。

このようにして定在化してきた擬制価値を含む商品の賃貸料ではあるが、それが実現するには、幾多の競争関係を経なければならない。

一定の期限を付して商品を賃貸する場合には、リスクを避けるために、このような回収方式が必然的的であるとはいえ、なお、それが価格現象として、つまり高い賃貸料として登場すれば、賃借者は抵抗することになる。そして、この賃借者は、より安い賃貸料の商品貸付資本家、あるいは信用貸付業者のもとへと向かうであろう。その結果として、この商品貸付業者は賃貸料を引き下げざるをえないかもしれない。そこでは、信用及び商品貸付資本の相互間での競争、すなわち部門間・部門内競争が展開されているからである。

繰り返すことになるが、早期かつ加速度的な資金回収方式による高い賃貸料が、社会的に現実化

するためには、なんらかの「強制」（推力）が必要である。独占が形成されない段階においては、商品の賃貸借関係が、価格競争関係として現れ、この競争関係を通じて、商品を賃貸借する市場料金（価格）が形成される。この競争関係は、一定の期限を付して貸すという行為によって生ずる擬制価値、その擬制価値の取得と支払いをめぐる部門間競争である。同時に、それは信用及び商品貸付資本相互間の部門内競争としても展開されることになる。

だが、商品貸付資本の社会的役割を過剰資本の処理機能であるとする限りにおいて、その過剰商品に対する需要者側、すなわち賃借者相互間の競争は、商品貸付資本の独占が現れない限りにおいては、存在しえない。もとより市場において、販売あるいは貸付商品が不足するという状況になれば、商品賃貸借関係において貸手市場となり、賃借者相互間に競争が生ずる。

第二の問題は、早期に資金回収が行われた場合、賃貸した商品（生産手段）はどうかという問題である。貨幣貸付の場合には、一定の貸出期間の後、貸付金を回収し、その間の利子を受け取れば、もはや貸付相手から受け取るものは残らない。

だが、商品貸付の場合には、貸し付けた商品を販売したのではないので、その商品価格（価値）総額と利子を回収した後に、貸し付けた商品（生産手段）も併せて回収することになる。回収された商品（生産手段）は、既に商品価値の回収を済ませている場合もあるが、一般的にみれば、商品貸付期間が短期である限り、多くの場合には、実体としての使用価値、そして価値もまだ残存している。

商品貸付資本が回収した商品をどのように処理するかという問題については、その時点において、その生産手段がどの程度まで社会的に減価しているかによって規制される。換言すれば、回収された商品の物理的使用価値はあっても、それが社会的に有効な、つまり、その商品を利用（消費）して生産する商品の価値実現が可能かどうかという問題である。

もともと擬制価値を取得できたのは、5年後には、その生産手段に社会的減価あるいは価値破壊が生ずるというリスクを前提ないし想定したものであった。だから、5年後に、その生産手段が社会的な減価が生じたかどうかによって、その生産手段の処理形態が異なってくる。実際に、社会的な減価ないし価値破壊が生じておれば、この生産手段は廃棄されるであろう。そうではなく、まだ使用価値としてはもとより、価値が物理的耐用年数の半分ほど残っておれば、50の価値がある生産手段としてさらに賃貸することが可能である。あるいは、社会的減価ではなく、社会的に増価している場合には、賃借者は継続してその生産手段の借用を求めるか、その他の工業資本家に賃貸することになる。その場合には、この生産手段をめぐる賃借者相互の間に競争が生ずる。

つまり、残余の使用価値が社会的にみて有用であれば、さらに一定の料金で賃貸できるし、一定の価格で売却することも可能である。そのいずれであっても、その残存価値が市場で実現されるならば、それは商品貸付資本にとっては超過利潤を追加的にもたらすことになる。この超過利潤は、商品に含まれていた特別剰余価値を実現したものではない。この超過利潤は、まさに早期かつ加速度的な資金回収方式によって擬制価値を実現した結果、返却された生産手段に残された価値部分の実現によって得られたものである。そして、これは貸付資本が、貨幣貸付ではなく、商品貸付という形態をとることによって生ずる資本蓄積上の追加的なメリットである。

もっとも、この追加的なメリットなるものは、貸し付けた生産手段の経済的耐用年数を5年間

と設定したのだから、会計計算の上では生じてこない筈のものである。それにもかかわらず、こうした追加的メリットによる超過利潤の取得が可能となることは、一つの社会的矛盾である。この矛盾が生ずるのは、貸付られたのが貨幣ではなく商品形態にある生産手段だからである。つまり経済的耐用年数による原価償却を済ませたという貸付資本家の頭の中での計算（会計システム）と、商品の物理的耐用年数はまだ残存しているという現実的存在形態との矛盾であり、その差が超過利潤の源泉となるのである。

### ③商品貸付資本による擬制価値の取得と社会的再生産

これまで、商品貸付資本が早期かつ加速度的な資金回収を行うことによって、商品（生産手段）の価値と擬制価値、それから利子を取得するという構造を明らかにしてきた。この擬制価値の取得は、これが全く個別な事例であれば、この擬制価値は欺瞞的な価格である。つまり等価交換を前提とした価値法則から逸脱するものである。だが、それが社会的一般的に通用し、定着してくれば、これは明らかに虚偽の社会的価値であるにもかかわらず、擬制価値の一形態として、つまり社会経済的な概念として措定されるのである。

そして、このような早期かつ加速度的な資金回収方式によって生ずる擬制価値の取得が、単に会計上の計算としてではなく、現実実現されれば、この擬制価値の存在は、商品貸付資本がもつ資本蓄積上の積極的なメリットとなるばかりか、まさに商品貸付という特殊な資本蓄積方式によって規定された資本の存在形態として一つ概念が確立してくる。そして、この蓄積方式の特殊性が商品貸付資本の本質的な規定となる。

マルクスは、商品貸付資本を貨幣資本の特殊な一形態として把握し、年々の摩損に対応した価値部分と利子を均分化して定期的に回収するという設定をしていた。この設定は、商品貸付資本を貨幣貸付資本の一形態とする限りでの、いわば論理的な規定であった。だが、これだけでは、資本蓄積の危機的段階において商品貸付資本が展開する特殊な資金回収方式、つまり早期かつ加速度的回収方式によって生ずる擬制価値の取得構造を説明することはできない。商品貸付資本の運動は、まさに商業資本の転化形態として、つまり資本回収を早期かつ加速度的に行うという形態を通じて、利潤追求するのである。そして、社会的再生産という視点からみれば、流通過程における過剰商品の価値実現を、商品貸付という形態でもって、早期かつ加速度的に促進するという役割を果たし、そのことによって利潤を獲得するのが商品貸付資本なのである。

ところで、このような擬制価値を含む生産手段の賃貸料が、社会的再生産の過程においてどのような影響を諸階級に及ぼすかという問題についても、一定の検討をしておく必要がある。

社会的再生産との関連でみれば、最も重要なのは、その生産手段を賃借した生産者との直接的な経済関係である。併せて賃借した生産手段と結び付けられる労働者との関連や貸付対象となる生産手段を生産している産業資本との関連が問題となる。

まず第一に、生産手段を賃借した産業資本家にとってみれば、「早期かつ加速度的な」回収方式によって設定された賃貸料は、いかにも苦痛である。だが、超過利潤をもたらすような高い期待利潤率を想定すれば、この高い賃貸料は苦痛でなく、むしろ夢をもった喜びである。その夢がなければ、あえて生産手段を賃借することはない。むしろ問題は、限られた賃借期間内に、賃借した生産手段を如何に効率良く使用するかということが課題となる。そこで借用者は、早期かつ

加速度的な返済方式に対応したような生産手段の使用方式を採用する。つまり、賃借期間中における生産手段の終日的な稼働である。例えば、一日三交代制を導入することによって、期間中に借用した生産手段を効率よく使用して、その価値を加速度的に移転するような生産方式を採ることになる。それだけではない。この工業資本家もまた早期かつ加速度的な償却方式を採用し、それによって生産した商品価格を決定していくことになる。

ここで留意しておくべき点がある。本稿では、研究対象が商品貸付資本であるので、ここに登場する工業資本家が商品貸付資本の運動に規定されるという論理設定となっているが、この論理設定は逆倒している。むしろ、生産過程における工業資本の償却方式の変化、すなわち早期かつ加速度的な償却方式の普遍化が、商品貸付資本をして、そのような資本回収方式をとることを可能とするのである。これが論理展開の本筋であって、その逆ではない。

もとより、工業資本にとっての価値実現問題もあるが、それは生産手段を借用する場合の市場条件とも関連しているので、ここでは論じない。ただ、好調な市場状況を見越して賃借した生産者が生産した商品といえども、実際に販売する時には、その市場状況が変化し、売れ行き不調ということもありうる。それが資本制経済の特質だからである。

第二に、労働者階級にとってみれば、生産手段の終日的な稼働は、不規則出勤と臨時的な短期間の雇用形態を強要されることになる。それが日常的な家庭生活にも悪影響を及ぼすことになる。労働者階級の組織的な反対闘争が強まれば、生産資本家（機能資本家）は、厳しい労働条件を緩和せざるをえず、その場合には、擬制価値を含んだ貸付商品価格が次第に重く、苦痛となる。

第三に、賃貸用の生産手段を生産した工業資本にとってみれば、商品貸付資本が早期に資金を回収すれば、それだけ生産した生産手段の価値実現を早期に行うことが可能となる。つまり、現金ないし支払期日の短い手形を受け取ることになる。そのことは、貨幣資本の転化形態である商品貸付資本が、商業資本と同じように資本の回転を早めるという機能を果たすことを意味する。だから、工業資本家は生産手段を等価でなく、利潤の一部を差し引いて商品貸付業者に販売することが可能となる。もとより、このことは、ここでの本質的な問題ではない。

そして第四に、景気循環との関連で、商品貸付資本の運動について検討しなくてはならない。単純化して言えば、好況の時は商品貸付も順調であるが、不況の時はその逆である場合が多い。そうは言っても、不況の時だから、もし安い賃貸料であれば、賃借者は増えることもありうる。景気循環との関連で特に問題となるのは、回収された商品（生産手段）と景気循環との関連である。

早期かつ加速度的な償却方式によって、原価償却を済ませた生産手段（商品）といえども、なお使用価値と価値は残存している。したがって、この経済的に原価償却された商品（生産手段）は、次の四つの存在形態をとる。その一つは、前述のように、なお貸付商品として賃貸している場合である。第二に、所有権を放棄して、最後の賃借者に無償譲渡する場合であり、第三は、別の使用価値として、例えば中古車を鉄くずとして売却する場合である。そして第四に、倉庫に収納され、そこで堆積されている場合である。

景気循環との関連で問題となるのは、この第四の場合である。この第四の場合には、商品貸付資本家にとっては、すでに原価償却を済ませているとはいえ、その生産手段を保管していること自体は負担となる。その負担から免れるために、第二、あるいは第三の場合が生ずることは説明

を要しない。

問題は、そうした負担があるにも係わらず、中古の商品をなぜ保管しているかということである。その理由は、その生産手段の市場価格が生産価格を上回り、安い生産手段が市場で不足するようになれば、使用価値、そして価値も残存している中古品も賃貸する機会が生まれ、場合によっては販売できることもあるからである。そうなれば、倉庫に保管されていた生産手段が再び生産現場に引き出され、追加的な利潤を取得することが可能となるからである。

ここに貨幣貸付資本や商業資本の運動にはない特殊なメリット、すなわち貸付商品が生産手段という商品であるということに付随した資本蓄積上の特殊なメリットがある。もっとも、その生産手段が価値破壊された場合には、こうした生産手段の価値復活や増価はありえないし、その場合には生産手段は廃棄されるか、鉄屑として売却されるであろう。

したがって、原価償却を済ませた商品の保管は、保管に要する経費とこの特殊なメリット（利益）との対抗関係のうえで行われるのである。ここには明らかに投機性がある。かくして、倉庫あるいは倉庫業は、商品流通を媒介する手段としての基本的な役割と、商品貸付資本の投機的な運動を補完する役割とを併せもつことになる。

以上、商品貸付資本が生産手段を賃貸する場合の経済的諸関係について論じてきた。この場合に問題の焦点となるのは、出来るだけ早期に、それも加速度的に生産手段の価値を回収することであった。いわば、利子の確保は二次的な問題に過ぎなかった。このことは商品貸付資本が一つの論理としては貨幣貸付資本の一形態であるとしても、現実的には、そして機能的には、むしろ商業資本の特殊な一形態として運動していることを明らかにしている。だから商品貸付資本は、生産価格よりも安く生産手段を購入し、それを販売することによって利潤を取得する商業資本の運動形態をとるだけでなく、まさに早期かつ加速度的な資金回収方式に基づいて商品を賃貸し、そのことによって利潤を獲得する資本なのである。そこに商品貸付資本の本質があるのであり、貨幣貸付資本と同様に貸付に伴う利子の取得はしていても、それは二次的なものでしかない。

では、早期かつ加速度的な資金回収方式による資本蓄積運動が、商品貸付資本の本質的な運動であるとした場合、その商品貸付資本が入手する利潤はどこからくるのか。それは言うまでもなく、その利潤（利子という現象をとる）の源泉は、まさに生産手段を借用した生産者が獲得した超過利潤である。つまり、借り手が超過利潤を取得できる場合においてのみ、商品貸付資本は企業利潤の分け前にありつくことができるのである。つまり、この種類の商品賃貸料は、生産手段を賃借した生産資本家が得た平均利潤を超える利潤、すなわち超過利潤の大きさによって規定されるのである。さらに、この商品貸付資本が貸す商品が生産手段であるという使用価値の特殊性によって生ずる資本回収上の種々のメリットがあることも明らかにしてきたが、そのいずれも、商品貸付資本にとって超過利潤をもたらすものである。

だが、そうしたメリットは、貸付商品が消費手段の場合にも存在するのかどうか、それが次節での検討課題となる。

#### 注

- 1) 「減価」および「価値破壊」の概念については、拙稿「資本価値の破壊に関する若干の問題」（『立命館経済学』、第22巻3・4号、1973年9月）を参照のこと。

なお、木村和二郎氏は「固定資本の生産工程における自己運動、即ち生産的労働を媒介として生産の進行につれてその使用価値物が磨滅するにつれて、その価値は、そのまま、生産物へ移転されること、この過程を『減価』と認識すること」（『減価償却研究』、淡清堂、昭和22年、56ページ）としている。しかし、この過程を再生産的にみれば、価値は移転されるだけで、減価していない。減価はあくまでも、社会的な関係、市場価格の下落によって生ずるものである。また、馬場克三氏は「価値移転的減価」という概念を提起しているが、この点については、後に検討することにしていく。

- 2) 「工業資本」という用語は、*Industriell Kapital* を邦訳したものである。これまでは、これが産業資本として邦訳されてきた。一例をあげれば、商品取引資本を取り扱っている箇所（大月書店版『資本論』、第34巻、第1分冊、341ページ）の邦訳でも、*industriellen Kapitals* を産業資本と邦訳している。しかし、「産業資本」というのは、工業資本、商業資本、農業資本、銀行資本などのように、産業一般に投下されている諸資本を包括した概念である。したがって、工業資本と商業資本との関連を経済学的に明らかにする場合には、一般的な範疇である「産業資本」ではなく、これを工業資本として邦訳しておく。この際、農業資本も含まれるが、用語上は、これを捨象することになる。
- 3) 「実現利潤率」という範疇は高木幸二郎教授によって提起されたものである。その概念については、拙稿「利潤率の諸概念について」（九州大学『産業労働研究所報』、1974年8月）を参照のこと。
- 4) K. Marx “Das Kapital” III. Kap17. Der Kommerzielle Profit. マルクス『資本論』第Ⅲ巻第17章「商業利潤」を参照せよ。なお、マルクスは、商人資本と商業資本との概念的区別を明確に理解していたが、この17章では用語上の区別をしていない。
- 5) 宮内義彦氏は、『リースの知識』（第8版、日経文庫、2005年）の中で、リースとレンタルとを区別している。本稿で展開している商品貸付資本の概念は、宮内氏の区分によれば、レンタルである。なお、宮内氏の区分によるリースについては、商業資本の論理展開に加えて、独占利潤論や国家権力をふまえて論ずる必要がある。
- 6) 宮内義彦氏は、商品貸付を「設備調達の一手段（一種の金融手段）」（前掲書、14ページ）としている。設備調度を「一種の金融手段」とみなすことは、賃借者側からは可能だが、貸借者側からはできない。もともと、商品貸付と資金調達とは明確に異なった概念なのである。
- 7) K. Marx “Das Kapital” III. Kap25. Kredit und fiktives Kapital. マルクス『資本論』第Ⅲ巻第25章「信用と架空資本」で、エンゲルスは「架空資本」という用語を本文で一度だけ使用し、これを表題として用いている。
- 8) 「虚偽の社会的価値」については、拙稿「市場調整的生産価格と虚偽の社会的価値」（『立命館経済学』第36巻3・4号、1987年12月）および「地代論争と虚偽の社会的価値」（『立命館経済学』第45巻6号、1997年2月）を参照のこと。
- 9) 馬場克三『減価償却論』（著作集第Ⅳ巻）、千倉書房、昭和62年、6ページ。
- 10) 同上書、5ページ。
- 11) K. Marx “Das Kapital” III, Dietz Verlag, 1961, S374, 『資本論4』、マルクス＝エンゲルス全集刊行委員会訳、大月書店、1967年、427ページ。
- 12) ebd. S. S. 376, 前掲邦訳書、429ページ。
- 13) ebd. S. S. 376～377, 前掲邦訳書、429～430ページ。なお、邦訳では *periodisch* を「周期的に」となっているが、これを「定期的に」と杉野が改訳した。
- 14) K. Marx “Das Kapital” III, Dietz Verlag, 1961, S377, 『資本論4』、マルクス＝エンゲルス全集刊行委員会訳、大月書店、1967年、429～430ページ。
- 15) ebd. S. S. 312, 前掲邦訳書、353ページ。
- 16) 木村和二郎『減価償却研究』、淡清堂出版、昭和22年、39ページ及び45～52ページを参照。
- 17) 馬場克三氏は減価償却に関連して、「財産的減価と価値移転的減価」という概念を提起している。だが、「財産的減価」という用語は、財貨のいろんな「価値減少」の諸形態を包括した概念とみるべきである。したがって、財産的減価という概念を馬場氏のように「災害、不適応あるいは陳腐化など

のために当の固定資本そのものの使用が不可能となる場合の価値減少（喪失）である」（『減価償却論』、馬場克三著作集Ⅳ、千倉書房、昭和62年、401ページ）と規定してしまうと、幾つかの問題が生ずる。

第一に、「財産的減価」という概念の中には、自然的損耗（物理的損耗）と社会的減価とが混在している。だが、この二つは、価値減少の原因が異なるので、価値的視点からは両者を明確に区別すべきである。

第二に、災害という非社会的な突発的要因を持ち込んでいるが、これは物理的損耗（自然的損耗）の特殊な場合とすべきである。

第三に、馬場氏のいう「減価」は、新しい生産物への価値移転のことであって、個別的には価値減少ではあっても、社会的に見れば、価値は減少しない。したがって、ここで「減価」という用語を使用するのは不適切である。

第四に、市場価格の下落による減価は、価格の上昇によって増価することもありうる。だが、陳腐化による減価は価値破壊となるので、増価することはない。「減価」と「価値破壊」の違いについては、拙稿「諸資本の競争と価値破壊」（前出）を参照されたい。